

新居浜市高効率照明整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月
新居浜市

新居浜市高効率照明整備事業 公募型プロポーザル実施要領

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	応募条件	2
4	応募に関する留意事項	4
5	事業者選定の流れ	5
6	事務局	5
7	事業全体スケジュール（予定）	5
8	資料配布	9
9	提案書における提示条件	9
10	提案提出書類及び作成要領	10
11	審査及び審査結果の通知	13
12	契約に関する事項	14
別表	新居浜市高効率照明整備事業提案評価基準	16

1 事業の趣旨

新居浜市（以下「本市」という。）は、令和3年6月にゼロカーボンシティを表明し、令和4年6月には気候非常事態を宣言しており、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

このような中、令和4年度末現在、本市が所管する屋外照明灯（道路照明灯、公園照明灯等をいう。以下同じ。）およそ1,100灯のLED化率は11%程度に留まっている。

本市においては、電気料金の削減、維持管理の省力化及び二酸化炭素排出量の削減を図ることが求められており、加えて、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年から禁止となったことから、LED照明への交換を早急に進める必要がある。

本事業は、設計、施工、維持管理等において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、本募集は、事業の実施にあたり、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、公募型プロポーザル方式による提案の募集を行うものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

新居浜市高効率照明整備事業

(2) 契約方式及び契約期間

ア 契約方式

ESCO契約（ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約）

イ 契約期間

契約締結の日から令和16年3月31日まで

ウ ESCOサービス期間

10年間（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

~~※ 施工・電力申請（電気料金区分切替）は、令和6年3月31日までに完了すること。~~

(3) 契約者

新居浜市

(4) 事業場所

新居浜市内（以下「市内」という。）

(5) 事業対象

本事業の対象は、本市（道路課、都市計画課、農林水産課）及び新居浜港務局が所管する屋外照明灯のおよそ1,100灯とし、LED化を実施する屋外照明灯はおよそ1,000灯とする。

所管する屋外照明灯の詳細は、別記「新居浜市高効率照明整備事業仕様書」の既設の照明灯数（別表1）を参照とする。

(6) 事業費限度額

177,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

ア 令和5年度限度額[初期投資費]

149,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

イ 令和6年度以降の限度額[ESCOサービス料]

28,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※税制度の変更があった場合は、本市と協議を行うものとする。

(7) 事業内容

別記「新居浜市高効率照明整備事業仕様書」のとおり

3 応募条件

(1) 応募者

ア 本事業を行う能力を有する単独企業又は複数の企業で構成するグループとする。

イ 応募者がグループの場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行うこと。

オ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、応募者がグループの場合は各構成員が当該役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等の諸手続き及び業務のとりまとめを行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

(ウ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(エ) 維持管理役割

維持管理に関する業務を実施する。

(オ) その他役割

上記(ア)～(エ)のほか、必要な業務(照明の設置状況の把握、電力会社への各種申請等)を実施する。

イ 応募者がグループの場合は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書（任意様式）を本市に提出すること。なお、その合意書には、各役割を担う事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

（３）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。応募者がグループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。ただし、アについては、全ての構成員が要件を満たすこと。

ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類の提出期限日（令和５年５月１２日（金））までに、令和５・６年度新居浜市入札（見積）参加資格申請書を提出し、入札参加資格を有すると認定されていること（認定期間が有効であること）。

イ 参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 各種対策により対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。

エ 事業役割を担う者は、屋外照明灯のＬＥＤ化におけるＥＳＣＯ事業の事業者としての実績（国の機関、地方自治体又は公共団体等が発注した業務を直接受注したものに限る。）を有すること。

オ 事業役割を担う者は、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

（４）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ 公告日から提案書提出までの間に、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者

ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定がされている者を除く。）

エ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成２３年条例第２９号）第２条第３号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）と認められる者

オ 新居浜市税、国税又は県税を滞納している者

（５）市内事業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事及びＥＳＣＯ設備（本事業において整備するＬＥＤ照

明灯、照明灯管理システム等の設備をいう。以下同じ。)の設置工事並びに維持管理において、可能な限り、市内の電気事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は、1件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りでない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載があった場合又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(10) その他

本プロポーザルへの応募者が1者であった場合であっても、本市の定める評価水準を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けた詳細協議を行う。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の条件

本プロポーザルへの応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書及び電子メールで要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する新居浜市高効率照明整備事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料金削減等の詳細判断、事業計画書の作成及び契約を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整った場合に本市と契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者である優秀提案者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

6 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：新居浜市 市民環境部 環境エネルギー局 カーボンニュートラル推進室

所在地：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1284

F A X：0897-65-1255

電子メール：zerocarbon@city.niihama.lg.jp

ホームページ：https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/zerocarbon/

7 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	公告及び実施要領の公表	令和5年4月5日（水）
②	質問受付期間	令和5年4月5日（水）～ 令和5年4月14日（金）
③	質問回答期限	令和5年4月21日（金）

④	参加表明書・資格確認書類の受付	令和5年4月24日(月)～令和5年5月12日(金)
⑤	応募者資格確認結果の通知	令和5年5月19日(金)
⑥	提案書の受付	令和5年5月22日(月)～令和5年5月31日(水)
⑦	プレゼンテーション、選考	令和5年6月6日(火)※予定
⑧	選考結果通知、優先交渉権者の決定	令和5年6月9日(金)※予定
⑨	契約締結	令和5年6月下旬
⑩	現地調査・設計・工事	契約締結日～令和6年2月28日
⑪	検収及び設備改修費支払い	令和6年3月(予定)
⑫	ESCO サービス期間	令和6年4月1日～令和16年3月31日

(2) 本プロポーザルの手続き

ア 実施要領の配布

実施要領は、本市のホームページにおいて公表する。

イ 実施要領に対する質問の受付及び回答

本実施要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用し、電子メールで事務局に提出すること。電子メール送信の際は、件名を「【質問書】新居浜市高効率照明整備事業」とすることとし、メール送信後、電話で事務局にメールの到着を必ず確認すること。なお、電話、FAX、持参等は不可とし、本件の趣旨からかけ離れた質問、来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(イ) 受付期間

令和5年4月5日(水)から令和5年4月14日(金)まで(必着)

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年4月21日(金)に、本市のホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参若しくは郵送すること。なお、郵送の場合は、事務局あてに「新居浜市高効率照明整備事業 参加表明書 在中」と朱書きの上、配達証明書付き書留郵便とすること。

ア 受付期間

令和5年4月24日(月)から令和5年5月12日(金)までの閉庁日を除く日の8時30分から17時15分まで

イ 受付場所

事務局(「6 事務局」のとおり)

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に、表紙と各々書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正本1部、副本1部）提出すること。また、各書類の様式に記載されている添付書類も併せて提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第2号）

応募者がグループの場合は、事業役割を担う事業者が作成し提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者がグループの場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、維持管理役割、その他役割）を明確にすること。また、構成員の間で交わされた合意書の内容を添付すること。なお、その他役割については、分担名を記載すること。

(ウ) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

(オ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(カ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

(ク) 企業概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- a 企業概要（様式第5号の1）
- b 企業状況表（様式第5号の2）
- c 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- d 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

- e E S C O関連事業実績一覧表（様式第5号の5）
 - f その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。
- (ケ) 特定建設業の許可証明書
- 応募者の構成員のうち、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可を有する者については、許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。
- (コ) 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- 特定建設業の許可証明書又はその写しを提出した者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。
- (サ) 各資格者免許証の写し
- 有資格技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。
- (シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号の1）
- (ス) 役員等氏名一覧表（様式第6号の2）
- (4) 参加資格確認結果及び提案要請の通知
- ア 参加資格の確認結果は、令和5年5月19日（金）までに文書及び電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として、参加資格が認められた者については、併せて提案書の提出を要請する。
- イ 提案書の提出者として参加資格が認められなかった者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に書面（任意様式）を持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）により提出し、当該理由について説明を求めることができる。
- ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない。）以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。
- (5) 提案書の提出
- 提案書の提出を要請された応募者は、本実施要領に基づき事業提案書を作成し、持参すること。
- ア 受付期間
- 令和5年5月22日（月）から令和5年5月31日（水）までの閉庁日を除く日の8時30分から17時15分まで
- イ 受付場所
- 事務局（「6 事務局」のとおり）
- ウ 提出書類
- 「10 提案提出書類及び作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案書の提出を要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付締切日の前日までに提案辞退届(様式第7号)を1部、事務局に持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便)で提出すること。

8 資料配布

(1) 配布資料の内容

提案書の提出者として資格が確認された応募者(代表者)に配布する資料は、次のとおりとする。

ア 本事業で対象とする屋外照明灯の電気料金年度額(令和3年度)

イ 本事業で対象とする屋外照明灯の修繕費年度額(令和元年度～令和3年度)

(2) 配布要領

提案要請時に電子メールで配布する。

9 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) ギャランティード・セイビングス(自己資金型)契約を実施できること。
- (2) 事業費(初期投資費及びE S C Oサービス料)が、事業費限度額以下であること。
- (3) E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合に、その分を保証することができること。
- (4) 本実施要領、仕様書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。
- (5) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (6) 本事業の導入によるエネルギー削減量及び削減金額の計測及び検証ができること。
- (7) 「7 事業全体スケジュール(予定)」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合は、工事が完了するまで、電気料金の差額分を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害、天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要が生じた場合は、安全確保の見地から、本市と協議を行うものとする。
- (8) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (9) E S C Oサービス期間中に本市が新設した屋外照明灯及び本市に移管される屋外照明灯についても、照明灯管理システムにデータを反映した上で契約終了まで維持管理を行うこと。なお、事業期間中に、維持管理の追加となる屋外照明灯は50灯程度を予定している。

10 提案提出書類及び作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類を作成し、表紙と各々書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても併せて提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第8号）
- イ 提案総括表（様式第9号の1～第9号の3）
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第10号）
- エ 使用機器提案書（様式第11号）
- オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第12号）
- カ 照明灯管理システムに関する提案書（様式第13号）
- キ 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の2）
- ク 業務工程計画書（様式第15号）
- ケ 事業資金計画書（様式第16号の1～第16号の2）
- コ 計測・検証計画書（様式第17号）
- サ 市内事業者の活用に関する提案書（様式第18号）
- シ 契約終了後の対応（様式第19号）
- ス その他の提案について（様式第20号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5～12ポイントとし、強調部分についてはゴシック体等を使用することができる。

(イ) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(ウ) 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(エ) CO₂排出に関する換算値

CO₂の排出係数は、0.533 [kg-CO₂/kWh] とし、CO₂の排出に関する計算をすること。

(オ) 電気料金については、年間4,000時間点灯することとし、四国電力株式会社が公表している令和5年4月分の公衆街路灯Aの料金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金単価並びに令和5年1月分の燃料費調整額の料金単価を基に算出すること。ただし、別記仕様書の別表1「既設の照明灯数」に定める屋外照明灯のうち、次に掲げる屋外照明灯については、算出した値に0.8をかけた値を提案

における数値とすること。

a 「②都市計画課」の計 136 灯

b 「④-1 マリンパーク」の計 132 灯

(カ) 提案時における本市の現状の維持管理費は、令和元年度から令和 3 年度の 3 年間の年平均の 7,305,515 円とすること。

(キ) 提案時における老朽化した照明柱の改修費用の算出には、既存基礎を活用することとし、道路照明用ポール（1 灯用標準ポール、直線形、一律形、8 m 用、ベース式露出型、亜鉛めっき）及び公園照明用ポール（環境配慮型溶融亜鉛メッキ+ポリエステル樹脂粉体塗装、4.5m、ベース式）それぞれの 1 基あたりの改修費用及び改修可能な基数の見込みを提示すること。

イ 提案総括表（様式第 9 号の 1～第 9 号の 3）

(ア) 提案の概要（様式第 9 号の 1）

提案の全体像がわかるように概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A 4 版 3 枚以内。図表可）

(イ) 改修提案項目一覧表（様式第 9 号の 2）

提案項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、CO₂削減量、年間削減額、工事外投資額、単純回収率について記載すること。

(ウ) 契約内容提案書（様式第 9 号の 3）

削減予定額、削減保証額、ESCO サービス料等について記載すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第 10 号）

現地調査及び電力契約の調査・照合に関して、既設の屋外照明灯（LED 化済みのものも含む。）の設置位置、灯具の種類、引込方法等の調査方法及び電力契約の調査方法、照合方法等について記載すること（A 4 版 2 枚以内。図表可）。

エ 使用機器提案書（様式第 11 号）

提案する使用機器に関して、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること（根拠資料添付）。また、既設の自動点滅器、ケーブル等に関する対応方針及び設置箇所に応じた LED 照明灯の選定方法についても記載すること（A 4 版 5 枚以内。図表可）。

オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 12 号）

工事施工にあたり、工事完了年月日を示した上で、それを可能とする施工体制を具体的に記載するとともに、安全管理、工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、ESCO 設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること（A 4 版 2 枚以内。図表可）。

カ 照明灯管理システムに関する提案書（様式第 13 号）

照明灯管理システムに関して、本市に納品する照明灯管理システムの内容及びデ

一タの管理方法、更新方法、その他活用方策等について記載すること（A4版2枚以内。図表可）。

キ 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の2）

（ア）維持管理等提案書（様式第14号の1）

a 維持管理等計画書

E S C O設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既にLED化済みの屋外照明灯の維持管理等についての提案、コスト削減、サービス水準の向上や保証面等で工夫している点等について記載すること。（A4版3枚以内。図表可）。

b 維持管理見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

（イ）維持管理等提案書（様式第14号の2）

a 緊急時対応計画書

事故発生時や災害発生時などの緊急時の対応について、体制や方法等を具体的に記載すること。

b 通常時対応計画書

日常の不具合等への対応について、体制や方法等を具体的に記載すること（A4版3枚以内。図表可）。

ク 業務工程計画書（様式第15号）

本事業のスケジュールを記載すること。また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること（A4版1枚以内。図表可）。

ケ 事業資金計画書（様式第16号の1～様式第16号の2）

（ア）事業収支計画書（様式第16号の1）

契約期間における本事業全体に関する収支計画を作成すること。

（イ）工事予算等経費計画書（様式第16号の2）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳書を添付すること。

コ 計測・検証計画書（様式第17号）

（ア）エネルギー削減効果等の計測・検証方法

エネルギー削減量、二酸化炭素削減量等の適切な計測・検証方法を示すこと。

（イ）計測・検証費用見積

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

（ウ）その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること（A4版2枚以内）。

サ 市内事業者の活用に関する提案書（様式第18号）

本事業における市内事業者の積極的な活用について、具体的に記載すること（A4版3枚以内。図表可）。

シ 契約終了後の対応（様式第19号）

契約期間終了後の対応、E S C O設備の取扱いについて記載すること（A4版2枚以内。図表可）。

ス その他の提案について（様式第20号）

事業者独自のノウハウや工夫に基づくその他追加提案がある場合は、独自に提案できる内容について記載すること（一つの提案につきA4版2枚以内。図表可）。なお、提案することが望ましい事項は、次のとおりであり、追加提案の参考とすること。

(ア) 老朽化している照明柱の改修等の対応

(イ) 小規模付属物点検要領（平成29年3月。国土交通省道路局）に沿った照明柱の点検実施

(ウ) 本事業の対象外としている公園（長寿命化等で整備を進めている公園2箇所。

114灯程度）の屋外照明灯の照明灯管理システムでの台帳管理（LED化及び維持管理は含まない。）

(エ) 新たな道路照明に関する技術公募結果（令和3年7月1日。国土交通省）などの新しい技術を活用した更なる電気料金等のコスト削減

1.1 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

選定委員会が、事業計画、実施体制、使用機器、照明灯管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ保証等の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。なお、審査においては、別表「新居浜市高効率照明整備事業提案評価基準」の事項を評価する。

(2) 審査の流れ

提案の審査については、次のとおり行う。

ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。

イ 応募者は、提案書類をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員による質疑応答を15分程度行う。

ウ プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。

エ プレゼンテーションは、令和5年6月6日（火）頃を予定している。日時、場所等の詳細については、応募者に別に通知する。

オ 応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。

カ 審査の結果、選定委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次

点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された本市の予定利益総額が大きい応募者を優先交渉権者とする。

キ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、令和5年6月9日（金）頃に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには、一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 審査結果は、本市のホームページで公表する。ただし、選定対象事業者とならなかった提案者は、匿名とする。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 提案書の事業費が事業費限度額を超えている場合

1.2 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和5年6月下旬（予定）

(3) 契約の概要

本契約は、本実施要領、仕様書、提案提出書類に基づき、本市と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、エネルギー削減量の保証、支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、相互が確認する事項、方法、時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。新居浜市契約規則第30条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(5) 支払いの概要

- ア E S C O設備の整備費用 [初期投資費]
令和6年3月(検収完了後に精算払い)
- イ E S C O設備等の維持管理費用 [E S C Oサービス料]
令和6年4月から令和16年3月まで(年額均等払い)

別表 新居浜市高効率照明整備事業提案評価基準

	評価項目及び評価の視点	配点	最低水準点
基本評価（会社概要、実績等）		（小計 30）	
1	提案者の経営状況や事業実施に向けた体制の信頼性は高いか	15	9
2	E S C O事業の実績があり、提案内容の確実な履行が見込まれるか	15	9
財政的評価（資金計画、E S C Oサービス料）		（小計 60）	
3	提案額（初期投資費及びESCO サービス料）が少ないか	30	18
4	E S C O設備整備後の電気料金等のコストが少なく、本市の保証利益総額が大きい いか	30	18
技術的評価（施工計画、施工内容、照明灯管理システムの性能、維持管理等）		（小計 70）	
5	既設の屋外照明灯の現地調査の方法について、精度を保つための具体的な工夫や 提案があるか	10	6
6	電力契約の調査、照合及び契約変更について、具体的な手法や確実性があるか	10	6
7	市内全域における大量の工事を短期間で確実にできる施工計画となっているか	15	9
8	工事期間中の安全対策及び近隣住民や交通への配慮が十分なされた施工計画と なっているか	15	9
9	維持管理の方法（不具合時の連絡体制、対応方法等）について、具体的な提案が あり、市内全域で確実な維持管理体制が確保された計画となっているか	20	12
環境的評価（環境へ配慮、効果検証・保証等）		（小計 50）	
10	リサイクル及び廃棄処分に関わる計画が適正か	20	12
11	消費電力、電気料金及び二酸化炭素の削減量が大きく、それらの計測・検証が妥 当であるか	30	18
総合的評価（市内事業者の活用、追加提案等）		（小計 90）	
12	契約終了時や終了後の対応について、具体的な提案があるか	20	12
13	施工や維持管理等にあたり、市内業者を積極的に活用し、地域に貢献する計画に なっているか	20	12
14	提案全体が具体的で実施可能な内容となっているか。	20	12
15	本市が考える課題を踏まえ、事業者独自のノウハウや工夫に基づく追加提案があ るか。	30	—
合計		300	162